

## 委員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された  
議案第 10 号 橋本市岡潔顕彰基金条例について  
を審査するため、9 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致  
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い  
たします。

### 記

議案第 10 号は、昭和 35 年に文化勲章を受章され、昭和 36 年に本市の名  
誉市民となった世界的数学者である岡潔氏の顕彰事業を推進するため、岡  
潔顕彰基金を設置するものである。

委員から、奨学金などに本基金を充てる計画はあるか とのただしがあり、岡潔記念館の建設など「顕彰事業に要する費用に充当する」との基金の設置目的に沿って寄付金を募るため、目的どおり支出し、用途を明確にする必要がある。実際の基金の運用については、まずは記念館建設費用に充てたいと考えており、奨学金その他については今後検討したい との答弁がありました。

記念館を建設する必要性について ただしがあり、関係資料を展示するなど、偉人・岡潔氏を後世に引き継ぐためのシンボリックな施設として記念館の建設が必要と考えている。また、杉村公園と併せて整備を行い、郷土資料館・松林荘<sup>しょうりんそう</sup>と一体活用を図ることで、施設相互の魅力向上にもつながると考えている との答弁がありました。

記念館の施設規模及び建設費の財源について ただしがあり、施設規模は決定していないが、記念館の建設は旧岡潔邸（延床面積約 80 m<sup>2</sup>）の復元計画が発端となっているため、100 m<sup>2</sup>前後が一つの基準になると考えている。建設費の財源については、杉村公園の整備と併せて整備することで社会資本整備総合交付金の活用が可能となり、残りに基金を充当することになる との答弁がありました。

記念館の建設に限定して寄付金を募るのか とのただしがあり、記念館

の建設が大きな要素ではあるが、基金の目的どおり顕彰事業に要する費用に充てるため寄付金を募ることになる。岡潔数学WAVEと協力しながら顕彰事業に取り組みたいとの答弁がありました。

基金の積み立て目標額を設定しないとしているが、明確な運用計画を示すため、記念館の建設にあたり、国の補助を差し引いた残りに対する市の持ち出し可能額をあらかじめ設定し、基金の積み立て目標額を設定すべきであるとの意見がありました。